災害救援ローン

お申込みいただける方	○年収１５０万円以上の方 ○勤続年数１年以上の方 ○自治体発行の「罹災証明書」が提出できる方 ※罹災証明書が提出できない場合は、「罹災したことの事実」が確実（写真添付等）に確認できる資料が必要です。 ※当金庫の審査基準にもとづく審査の結果、ご融資ができない場合がございますのでご了承ください。
お使いみち	ご本人および３親等以内の親族が、災害（暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・土砂崩れ・その他自然災害または大規模な火災等）で、被害を受けた住宅の復旧・建替えまたは災害復旧に係る生活資金等のための下記の資金を必要とするときにご利用いただけます。（事業資金、投機目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません。また、被災者の故意または過失による火災等は対象といたしません。） （１）生活資金 ①　災害復旧に要する生活資金 ②　災害時の当座の生活資金 ③　借換資金（新たな資金需要を含む場合に限定します） （２）住宅資金 ①　被災住宅の修理・改修等の復旧工事費 ②　災害による住宅の建築費・購入費等 ③　借換資金（新たな資金需要を含む場合に限定します） ※災害救助法の適用となる災害で、激甚災害と判断され、期間・事象を限定する特別融資のため、激甚災害以外の災害の場合は「福祉ローン」でのご利用となります。
ご融資限度額	１，０００万円以内 ※組織形態・雇用形態等によりご利用限度額が異なりますので、当金庫にてご確認くださ ※当座の生活資金は１００万円を上限とし、妥当性のある金額以内となります。
ご融資期間	○生活資金でご利用の場合 １０年以内。元金返済据え置き（利息のみ支払）が最長１年間できます。 ○住宅資金でご利用の場合 ２５年以内。元金返済据え置き（利息のみ支払）が最長１年間できます。
ご融資金利	固定金利 ※お借入利率については、被災の都度借入利率を決定いたします。 ※お借入利率・返済試算額については、店頭にてご確認ください。
ご返済方法	元利均等（毎回の元金と利息の合計額が同じ）による均等返済または均等加算併用返済のどちらかをお選びいただけます。 ※繰上返済（一部・全額）はいつでも可能です。繰上返済手数料は不要です。
担　　保	不要です。

保証機関	原則として保証人は不要です。 ※当金庫指定の保証協会（一般社団法人　日本労働者信用基金協会）をご利用いただきます。
保証料	保証料は｢後受方式｣になります。 ※ご融資利率に保証料率を上乗せさせていただきます。 ※保証料率については、店頭にてご確認ください。
苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情お問合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫お客様相談センター】　０１２０－５０５－６９０ 受付時間　平日　午前９時～午後５時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.shikoku-rokin.or.jp/
紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。 【窓口：全国労働金庫協会　ろうきん相談所】　０１２０－１７７－２８８ 受付時間　平日　午前９時～午後５時 【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：０３－３５８１－００３１ 第一東京弁護士会仲裁センター：０３－３５９５－８５８８ 第二東京弁護士会仲裁センター：０３－３５８１－２２４９ 受付時間　平日　午前９時～午後５時 ※仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問い合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.shikoku-rokin.or.jp/